

広域重要事件捜査実施要領の制定について（例規）

〔 最終改正 平成13.3.27 例規刑企第9号
京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて 〕

（概要）

広域重要事件の、効率的、組織的な初動捜査及び継続捜査を実施するため、広域捜査官の指定等都道府県警察間の連絡共助の強化に関し必要な事項を定めたものです。